

会 則



大田中央リトルシニア

「大田中央リトルシニア会則」

第1章 総 則

(名称)

第1条 本チームの名称は、『大田中央リトルシニア』と称する。

(目的)

第2条 本チームは、指導者、役員、後援者並びに保護者が協力して本チーム選手が野球に専念する為に必要な環境を提供すると共に、スポーツマンシップとフェアプレー精神を基調に、野球技術の向上はもとより、人を思いやる精神を育成し、選手の総合的人格形成を支援する。

(方針)

第3条 本チームは、前項の目的を達成する為に次の事項を行う。

- ① 野球技術を正しく指導し、規律ある団体生活を養う。
- ② 野球の各種大会、並びに親善試合に出場し、少年同士の交歓の機会を与える。
- ③ 高校野球までをも視野に入れ、時間管理できる選手に育てる。
- ④ 「やりたい事」と「やらねばならない事」を成し遂げられる力を育む。
- ⑤ 文武両道に於いて、中身の伴った「カッコいい中学生」を成就する為のサポートをする。

(運営)

第4条 本チームの運営は会費をもって行う（毎月定められた日までに納入する）

- ① 毎月の会費は、10,000円とする。（運営費別途2,500円）
- ② 休部期間中も会費は納める。但し、事例により判断する場合もある。

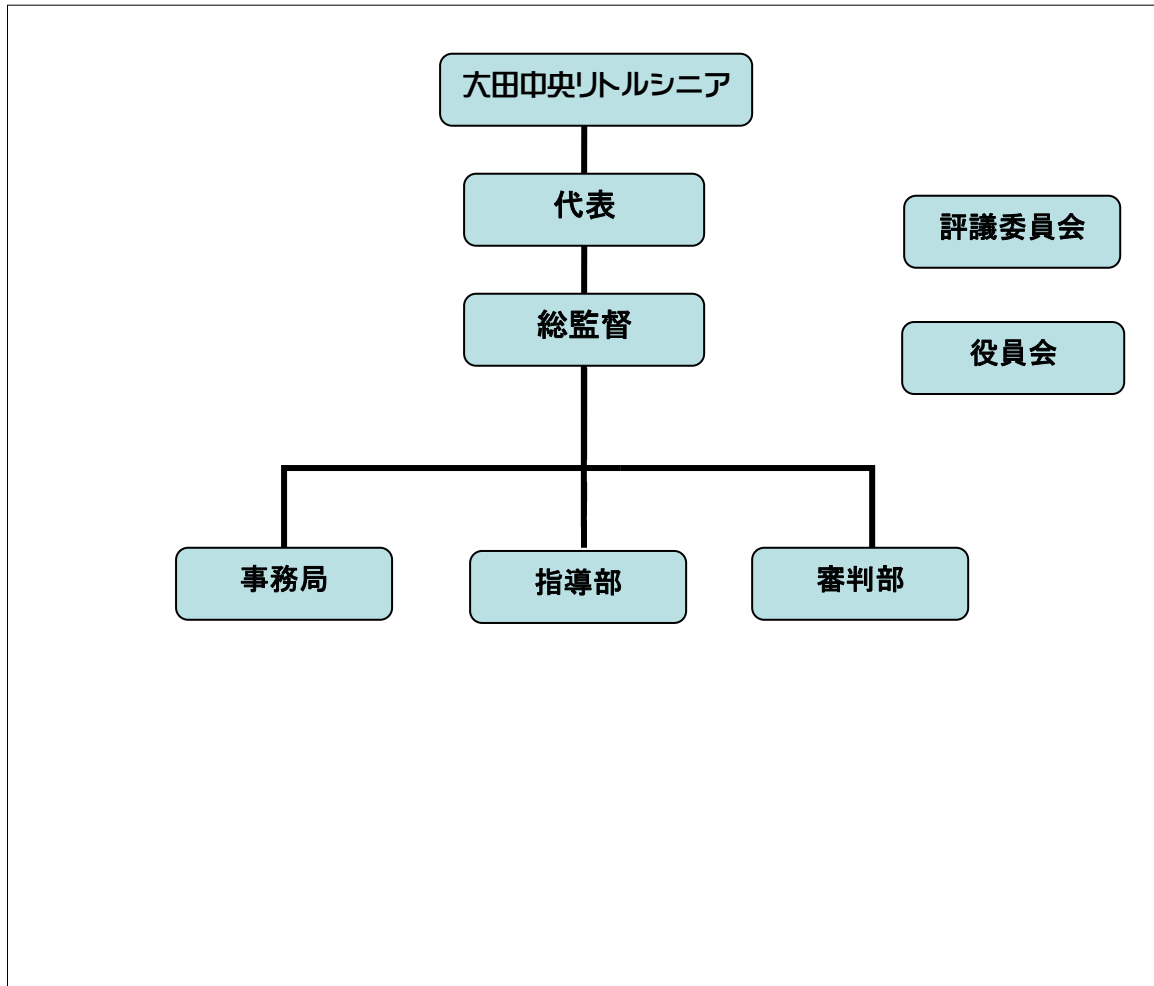
(事務局)

第5条 本チームの事務局は、本チームの代表宅に置く。

第2章 組 織

(構成)

第6条 本チームは、役員会、事務局、指導部、審判部、評議委員会によって構成される。



(組織)

第7条 本チームの円滑な運営を図るために次の組織を置く。

- ① 事務局
- ② 指導部
- ③ 審判部
- ④ 評議委員会

* 関係各部署の名簿は、別表—1を参照のこと。

(役員)

第8条 本チームに次の役員を置き、役員会を構成する。

- ① 代表 1名
- ② 総監督 1名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 監督 1名
- ⑤ 審判長 1名
- ⑥ 評議委員 1名

(役員会)

第9条 役員会は、代表が必要と判断した場合に適宜開催し、本チームの運営及び活動に関して審議する事とする。

- ① 代表は、役員会を代表し、会務を統括する。
- ② 役員会は役員の1／2以上の出席により成立する。

(決議事項)

第10条 役員会の決定を必要とする事項は次の通りとする。

- ① 予算及び決算
- ② 本チーム諸規定の制度及び改廃
- ③ 本チームの組織運営に関する事項

(役員の責務)

第11条 役員の責務は次の通りとする。

- ① 代表は、本チームを代表し、チーム運営を統括する。
- ② 総監督は、代表を補佐し適宜代理を務める。 また指導部を統括する。
- ③ 事務局長は、事務局、評議委員会 及び定時総会を統括する。
- ④ 審判長は、審判部を統括する。
- ⑤ 評議委員代表は、評議委員会を統括する。
- ⑥ 役員は、相互の連携を密にしてチームの円滑な運営を図るために協力し合わなければならない。

(選出)

- 第12条 役員及び各部署の選出は次の通りとする。
- ① 代表は役員の互選により選出する。
 - ② 総監督は代表の指名により選出する。
 - ③ 代表及び総監督は、事務局長、指導部、審判部、評議委員3名を選出する。

(任期)

- 第13条 役員及び指導者の任期は2ヵ年とし、再任を妨げない。役員が欠員となった時は各選出方法に従い、補充する。

(指導者の責務)

- 第14条 監督・コーチの責務は次の通りとする。
- ① 選手の健康管理に留意し、技術向上と選手の教養に必要な知識を深め、指導にあたる。
 - ② 野球を通じ「団結・友愛・規律・勇気・忍耐・礼儀」を身につけさせる。

(指導者会)

- 第15条 指導者は、指導上の諸問題及び方針等について協議するため、総監督または監督の号令の下、随時開催する。

(総会)

- 第16条 定時総会は、原則として年1回2月に開催する。但し特に必要がある場合は臨時に開催する事ができる。
- ① 総会は、代表が召集する。
 - ② 総会は、選手を除く本チームの役員、各部署構成員及び保護者をもって構成する。

(保護者)

- 第17条 本チームは、父母会を持たないが、可能な限りチーム運営に協力する。
- ① 本チームの保護者は、本チームの目的、方針、精神を理解し、役員及び関係者との連携を図り、チームの発展と選手の健全な育成にできる限りの範囲で協力して頂くものとする。
 - ② 本チームの保護者は、選手に自主性を持たせる為に、集合から解散までの間、選手との接触は出来ない。やむを得ない事情の場合は、現場のスタッフの許可を取る。

- ③ 本チームの保護者は、練習中及び試合中の指導・采配の一切を、指導者に一任しなければならない。
- ④ 本チームの保護者は、選手の為に、オープン戦、公式戦時の車出し、ウグイス嬢、そして審判(オープン戦時)に可能な限り協力する。

(選手)

第18条 本チームの選手は、中学の生徒をもって構成し、本チームの方針並びに精神を理解し行動する。 また、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 選手は、集合時間を遵守する事は勿論、集合場所への移動の最中及び帰宅時においてもチーム活動の規律を乱す行為を行ってはならない。
- ② 集合場所へは、可能な限り自力で集合する(自転車・公共機関など)
- ③ 解散後は、速やかに帰宅する。 買い食い、寄り道はしない。
- ④ 夜練は、本チームで定められた練習日のため、参加しなければならない。
- ⑤ 欠席、遅刻、早退の連絡は、自身で事務局長まで連絡する。
- ⑥ 健康管理も自身の役目とし、練習日前の睡眠は充分に取る。
- ⑦ 以下は、チームのモットーとする。
 - * 何事にも進んでチャレンジする行動力
 - * 何事にも一生懸命ひた向きに努力する姿
 - * 何事にもへこたれない体力
 - * 何事にも惑わされない精神力
 - * 野球の為なら「坊主頭」

(会計)

第19条 本チームの会計は、会費及び寄付金をもって賄う。

- ① 会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
- ② 会計報告は、年1回の定時総会時(5月)に行う。
- ③ 会計は、事務局がチーム運営の為、収支管理をし、収支報告書を評議委員会に提示、承認を得た後に、チームで定めた公認会計士の承認を得る。 その後、定時総会にて配布する。

(その他の費用)

第20条 本チーム指定のユニフォーム、練習着及び道具については、別途自己負担とする。
また、合宿費用、遠方への遠征費用に関しても、必要に応じて別途徴収する。

(催事等)

第21条 役員、評議委員会の下で、以下の催事を行う

- ① チーム開幕式
- ② 合宿
- ③ 卒団式
- ④ その他役員会主催の行事等

(入会)

第22条 本チームへの入会は、下記の手順にて行う。

- ① 本チームへ入会できるのは、中学1年生から3年生までの中学生である。
但し、小学生でも、本人のヤル気、そしてチームがそれを認めた場合には、
入会が可能である。(連盟への登録は出来ない)
- ② 数回の体験練習に参加した後、本チームの総監督、または監督が
選手とその保護者と面談し、入会の承認をする。
- ③ 入会を認められた選手は、「入団申込書」、「住民票」、「入会金」を
添えて事務局へ提出する。

(退会・休部)

第23条 途中退会・休部者は、「退会・休部願」に理由を記述して、事務局へ提出する。

(個人情報の取り扱い)

第24条 1) 当チームは個人情報の提供をお願いする場合は、事前に利用内容や目的を明示した上で適正に収集するものとする。
2) 当チームがお預かりした個人情報は、承諾を得た範囲内で、利用目的に沿った範囲内で利用するものとする。
3) 当チームが保有する個人情報に関しては、個人情報保護関連法令及び規範を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

大田中央リトルシニア事務局

令和2年10月15日初版作成

(改訂事項)

「令和4年1月15日変更」

第19条 会計年度 : 毎年1月1日から12月31日 → 毎年4月1日から3月31日へ変更
定期総会開催月 : 2月から5月へ変更

「令和8年7月23日追記」

第24条 個人情報の取扱い

「別表—1」

「本チームの役員、及び各部署のスタッフ」（敬称略）

令和8年7月23日現在

大田中央リトルシニア		
代表	役員	大高 信雄
総監督（指導部監督兼務）	役員	阿部 一之
事務局		
事務局長 兼 チームマネージャー	役員	後藤 素子
事務局		大高 千佐子
事務局		中西 裕子
事務局		中根 哲也
指導部		
監督	役員	阿部 一之
ヘッドコーチ		後藤 昭平
コーチ		大竹 睦
コーチ		大樫 一臣
審判部		
審判長	役員	佐々木 伸也
審判員		赤地 剛
審判員		
評議委員会		
評議委員	役員	野村 資男

